

1 児童相談所における児童虐待相談対応件数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全 国	(3.6%) 44,211	(27.5%) 56,384	(6.3%) 59,919	(11.3%) 66,701	(10.6%) 73,802	(20.5%) 88,931	(16.1%) 103,286	(18.7%) 122,575	(9.1%) 133,778	(19.5%) 159,838	(21.2%) 193,780
富 山 県	(-3.8%) 257	(0.4%) 258	(0.0%) 258	(9.7%) 283	(-0.7%) 281	(10.0%) 309	(15.9%) 358	(75.7%) 629	(26.2%) 794	(6.8%) 848	(29.4%) 1,097

※1 相談対応件数は、児童相談所が相談や通告を受け指導や措置等の対応を行った件数で、結果的に虐待と認められなかったものを含む

※2 H22年度全国の対応件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

※3 ()内は対前年度増減率

2 虐待相談の経路

相談 経路 年度	家族	親戚	近隣 知人	児童 本人	関 係 機 関								関係 機関 計	計
					市町 村窓 口等	児童 委員	保健 所	医療 機関	児童 福祉 施設	警察	学校 等	その 他		
H28	66	2	34	5	145	1	0	16	45	232	45	38	522	629
H29	73	11	74	5	125	2	0	22	44	316	71	51	631	794
H30	61	12	137	7	109	0	0	17	30	361	58	56	631	848
R1	93	41	106	7	172	0	0	21	36	416	59	146	850	1097

※これまで虐待が疑われる児童のきょうだいは、虐待が疑われる児童と同様の経路に計上していたが、当該機関からの直接の通告には含まれないことを踏まえ、令和元年度からは「その他」として計上

<件数増加の背景や相談経路について>

(1) ①児童虐待の事件報道、②児童福祉法や児童虐待防止法の改正内容の周知、③児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化(189)の広報等により、県民の児童虐待に対する意識が高まってきていると考えられること

(2) 国や県等における児童虐待防止対策の強化などにより、

(ア) 警察から児童相談所への通告件数が増加(面前DV(※)等の心理的虐待に関するもの以外に、身体的虐待やネグレクトについても増加)していること、

(イ) 市町村における相談対応体制の充実等により、市町村への虐待相談やその対応件数が増加し、市町村のケース検討会議等に児童相談所職員が参加するなど、関係機関と児童相談所が情報共有して連携する対応が進んできていること。

(※) 面前DV：子どもの前でDVなど家族に対する暴力を見せること。心理的虐待に該当する。

(参考) 市町村における児童虐待相談対応件数

・平成28年の児童福祉法改正により、児童に身近な自治体としての市町村の役割・責務が明確化されたほか、市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関における専門職員の配置や研修受講が義務付けられるなど、市町村の支援体制の充実が図られている。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
全国の市町村	70,102	73,200	79,186	87,694	93,458	100,147	106,615	126,246	未公表
県内の市町村	211	261	269	302	309	414	502	439	459

※1 H22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県(仙台市以外)の一部、福島県を除いて集計した数値

※2 児童相談所と市町村の両方で相談対応しているケースが一部ある

3 虐待相談の相談種別

年度	相談種別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
H28		136	12	287	194	629
H29		177	2	379	236	794
H30		175	3	455	215	848
R1		249	14	600	234	1097

- ①「心理的虐待」が最も多く600件（構成比54.7%）、次いで「身体的虐待」が249件（同22.7%）「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が234件（同21.3%）となっている。
- ②平成30年度に比べ、全ての種別で増加している。

4 虐待相談の主な虐待者

年度	虐待者			母計			その他	計
	実父	実父以外の父親	父計	実母	実母以外の母親	母計		
H28	237	39	276	339	3	342	11	629
H29	315	50	365	424	2	426	3	794
H30	312	42	354	469	5	474	20	848
R1	449	53	502	581	5	586	9	1097

「実母」が最も多く581件、次いで「実父」が449件となっている。

5 対応状況

対応		H28	H29	H30	R1	備考
措置	①施設入所等	22	26	22	18	児童養護施設、乳児院、里親委託等
	②児童福祉司指導	9	23	14	21	児童福祉司による指導
	③訓戒・誓約	40	38	41	23	保護者等に訓戒を加え、又は誓約書を提出させるもの
措置以外	④助言指導	448	545	578	814	児童・保護者への面接など1～3回程度の助言・指示等による指導（市町村への助言（要保護児童対策地域協議会への参加を含む））
	⑤継続指導	56	65	42	62	心理療法やカウンセリング等による継続的な指導
	⑥他機関あっせん	13	15	27	28	児童の転居先の児童相談所への移管等
	⑦その他	41	82	124	131	安全確認がされ虐待と認められなかったもの、措置解除がされたものなど
計		629	794	848	1097	

「①施設入所等」が必要な件数18件と平成30年度（22件）から4件減。児童・保護者等への面接指導や市町村への助言を内容とする「④助言指導」（H30：578件→R1：814件）が増えている。